



福島医発第 1756 号(地)

令和 6 年 9 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について、7月31日開催の国の審議会において、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を追加し、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV13）を削除することが了承されたことを踏まえ、今後の対応方針を連絡するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 今後、予防接種法に基づく予防接種実施規則及び定期接種実施要領を改正し、本件に係る規定について令和 6 年 10 月 1 日の施行が予定されていること。
- 使用するワクチンについては PCV20 を基本とするが、当面の間は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）も使用できること。
- PCV13 については、製造販売業者から供給停止の意向が示されているため、定期接種に用いるワクチンから除くこと。
- PCV20 の実施方法や接種間隔については、PCV15 と同様に定めること。
- PCV20 と PCV13 との交互接種について、PCV13 から PCV20 に切り替えて接種を実施することが可能なよう、必要な規定を設けること。
- PCV20 と PCV15 との交互接種について、原則として同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設けること。
- 自治体においては、接種対象者が PCV20 の導入を待って接種を控えることにより、接種対象期間を逃さず、接種すべき時期に接種がなされるよう、対応すること。

第57回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41951.html

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 工藤嘉公
会長 島田昇二郎

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について、7 月 31 日開催の国の審議会において、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を追加し、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV13）を削除することが了承されたことを踏まえ、今後の対応方針を連絡するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 今後、予防接種法に基づく予防接種実施規則及び定期接種実施要領を改正し、本件に係る規定について令和 6 年 10 月 1 日の施行が予定されていること。
- 使用するワクチンについては PCV20 を基本とするが、当面の間は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）も使用できること。
- PCV13 については、製造販売業者から供給停止の意向が示されているため、定期接種に用いるワクチンから除くこと。
- PCV20 の実施方法や接種間隔については、PCV15 と同様に定めること。
- PCV20 と PCV13 との交互接種について、PCV13 から PCV20 に切り替えて接種を実施することが可能なよう、必要な規定を設けること。
- PCV20 と PCV15 との交互接種について、原則として同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設けること。
- 自治体においては、接種対象者が PCV20 の導入を待って接種を控えることにより、接種対象期間を逃さず、接種すべき時期に接種がなされるよう、対応すること。

第 57 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41951.html

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 6 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、7月31日に開催された第57回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下、「分科会」という。）において、小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種の実施方法について、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチンを追加し、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを削除する対処方針が了承されたところです。

ついては、分科会の議論を踏まえた今後の対応方針を下記のとおりお知らせいたしますので、各自治体におかれては、その内容につき十分御了知いただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡については、日本医師会に協議済みである旨を申し添えます。

記

1. 分科会の審議結果について

分科会において了承された対処方針は以下のとおりである。

- ・ 小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種について、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV 20」という。）を定期接種に用いるワクチンに追加することとする。
- ・ 使用するワクチンについてはPCV 20を基本とするが、当面の間は沈降十五価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV 15」という。）も使用できることとする。
- ・ 沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV 13」という。）については、製造販売業者から供給停止の意向が示されているため、定期接種に用いるワクチンから除くこととする。

2. PCV20の実施方法及び交互相接種について

分科会において了承された対処方針は以下のとおりである。

- ・ 実施方法や接種間隔については、PCV15と同様に定めることとする。

- ・ PCV13 との交接種について、PCV13 から PCV20 に切り替えて接種を実施することが可能なよう、必要な規定を設けることとする。
- ・ PCV15 との交接種について、原則として同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設けることとする。

3. 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布時期等について

今般の定期接種に用いるワクチンの追加等については、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）の一部改正（以下「改正省令」という。）により措置される予定であり、改正省令は、令和 6 年 9 月下旬頃に公布し、令和 6 年 10 月 1 日施行を予定している。改正省令の公布及び施行については、別途通知予定である。

また、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」についても、改正省令を踏まえた改正を予定しており、その施行に間に合うよう、別途通知予定である。

4. その他

各自治体におかれては、接種対象者が PCV20 の導入を待つて接種を控えることにより、接種対象期間を逃さず、接種すべき時期に接種がなされるよう、周知いただきたい。

以上